

会話の重要性を 考えてみましょう

ここだけの話

私たちは、誤った情報や誹謗・中傷などのうわさ話を「ここだけの話」として伝えあってはいませんか。

「ここだけの話」として伝える内容は、人の陰口や不確実な情報が多く、人権侵害につながる可能性もあることを自覚する必要があります。

家庭での会話

「家庭はあらゆる教育の出発点」と言われますが、私たちは、家庭で誤った考えや情報を子どもに教え、また伝えるようなことをしていませんか。子どもは大人の会話の一つ一つに敏感であり、雰囲気や親の考え方を知り、それを正しいものとして身につけていきます。

学校や社会において、いくら人権教育や研修会が行われても、家庭で知り得た誤った知識はなかなか取り除けません。それだけに家庭における大人の考え方や姿勢が大きな力ギをにぎっています。

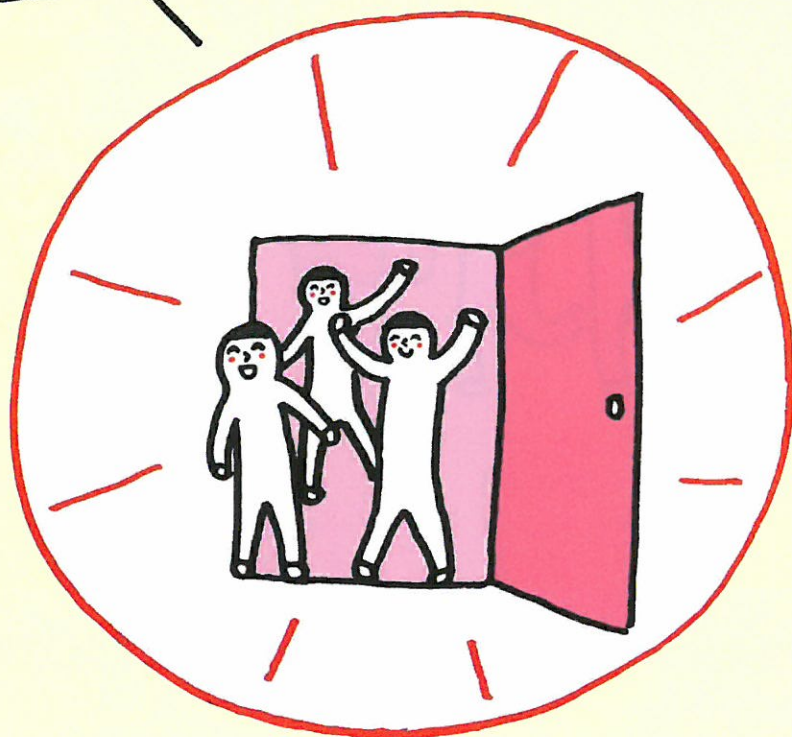
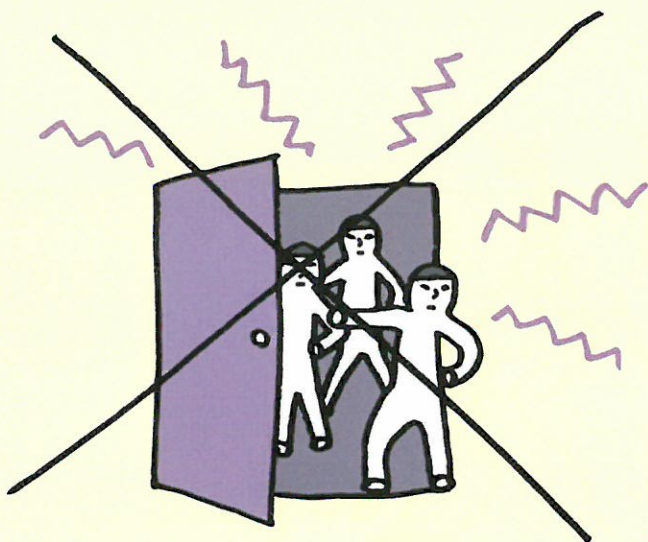


前向きな気持ちの大切さに 気づきましょう

私たちは、不安を感じたり不満がたまったりしたときに攻撃的になり、相手を見下げた言動をとることがあります。

しかし、だれもがみんなそのような言動をとるわけではありません。何か目標を見つけ前向きに努力している人は、心も豊かになり人にも優しくなれ、相手を傷つけないものです。このような努力は、自分自身を成長させ、他の人との関係を豊かにもします。

見てみまじらひ



世間体

世間体とは、世間の人に対する^{たいめん}体面や見^み栄のことを言います。

「おかしいな」「良くないことだな」と疑問に思っても、**世間体や多数意見に流され、そのままにしてしまう**ことはありませんか。

それは、世間の人々とのつながりを大切にするという大事な面もありますが、差別や人権侵害を許してしまうことにもつながります。

風習・慣習

暮らしの中には、古くから伝わる、その地域特有の風習や慣習があります。それらは、人々に幸せや安らぎをもたらしたり、きずなを強めたりする好ましい面があると同時に、一部には不合理なものや、人権侵害につながるものもあります。

今一度、私たちの日々の暮らしを見つめ直し、**誤っていることは勇気をだして正していくよう努めましょう。**

社会を外から



えせ同和行為は断固として拒否しましょう

えせ同和行為とは、いかにも同和問題の解決に努力しているようによそおって、不当な寄付を募ったり、高額な書籍を売りつけたりする不正行為のことをいいます。この行為は、私たちの「同和問題にはかわりたくない」「こわい問題」という誤った意識につけ込んで行われます。そして、同和問題に対する誤った意識を植えつけ、その解決を遅らせることとなります。

私たちは、このような不当な要求をき然とした態度で、断固として拒否することが大切です。

「えせ同和行為要求」の内容

えせ同和行為要求	平成17年度
物品（書籍等）購入	285件
示談金	3件
融 資	1件
寄付金	2件
賛助金	2件
契 約	2件
下請け	6件
講演会	3件
その他	24件
合 計	328件

法務省・平成17年度
「えせ同和行為に関する人権相談」の状況より
※えせ同和行為の対処方法については、
資料編（27ページ）をご覧ください。

社会をつくりましょ う こころ豊かな 人権文化に満ちた



人権文化をすすめましょう

人権文化とは、暮らしの中で、すべての人がお互いの人権を尊重することを当然のこととして、自然に感じたり、考えたり、行動したりする社会の有り様をいいます。

私たちは住み慣れた社会で、これまでのものの見方や考え方を疑いをもたずに受け入れて生活をしていませんか。今一度、日々の暮らしを“人権”というフィルターを通して見つめ直し、「おかしいな」と思うことがあればそれを直し、正していくことが大切です。それが、「人権文化をすすめる」一歩になります。

だれもが「幸せに生きる」ために、お互いの人権を尊重しあえる、こころ豊かな人権文化に満ちた社会をつくっていかねばなりません。



共生社会を実現しましょう

人権文化に満ちた社会は、そこに暮らす誰もがお互いを認めあい、支えあい、助けあって共に生きる社会でもあります。

みんなの顔、かたちが違うように、それぞれの生き方や立場は違って、違いを認めあい、理解しあいながら暮らしていくことが大切です。

私たち一人ひとりのこのような日々の生き方が、やがて身近な暮らしの場で、お互いの人権を尊重しあうことになり、「共生社会」が実現します。

私の「生き方」を考えてみましょう

「自分を大切にしていますか」

自分を大切にこそ、「人を大切にできる」のではないのでしょうか。

「自分とは違う人とかわっていますか」

自分とは違う生き立ち・価値観をもった人や年齢の違う人など、自分とは異なる人との交流によって他の人に対する理解が深まり、「人に優しくなれる」のではないのでしょうか。

「人とつながっていますか」

人は一人では生きられないものです。自分が多くの人と豊かなつながりのなかで生きていることに思いが至れば「人を思いやる」ことができるのではないのでしょうか。

「人とのかかわり方」を考えてみましょう

「家庭では」

家族で話しあう機会をつくるのが大切です。家族と一緒に過ごす場や時間を増やし、**家族のきずなを強めていく**よう努めましょう。

「職場では」

お互いを認めあい、協力しあい、働きがいのある明るい職場づくりに向けて、人権課題や人間関係などをテーマとした研修をしたり、ボランティア活動など**共通体験のできる行事に参加する**ように努めましょう。

「地域社会では」

共に生きる仲間としてのきずなを深めるため、地域行事や祭り、学習会など、共に学び、楽しめる場に参加し、**相手の立場や生き方の違いを理解する**ことに努めましょう。

人権意識 人権感覚を

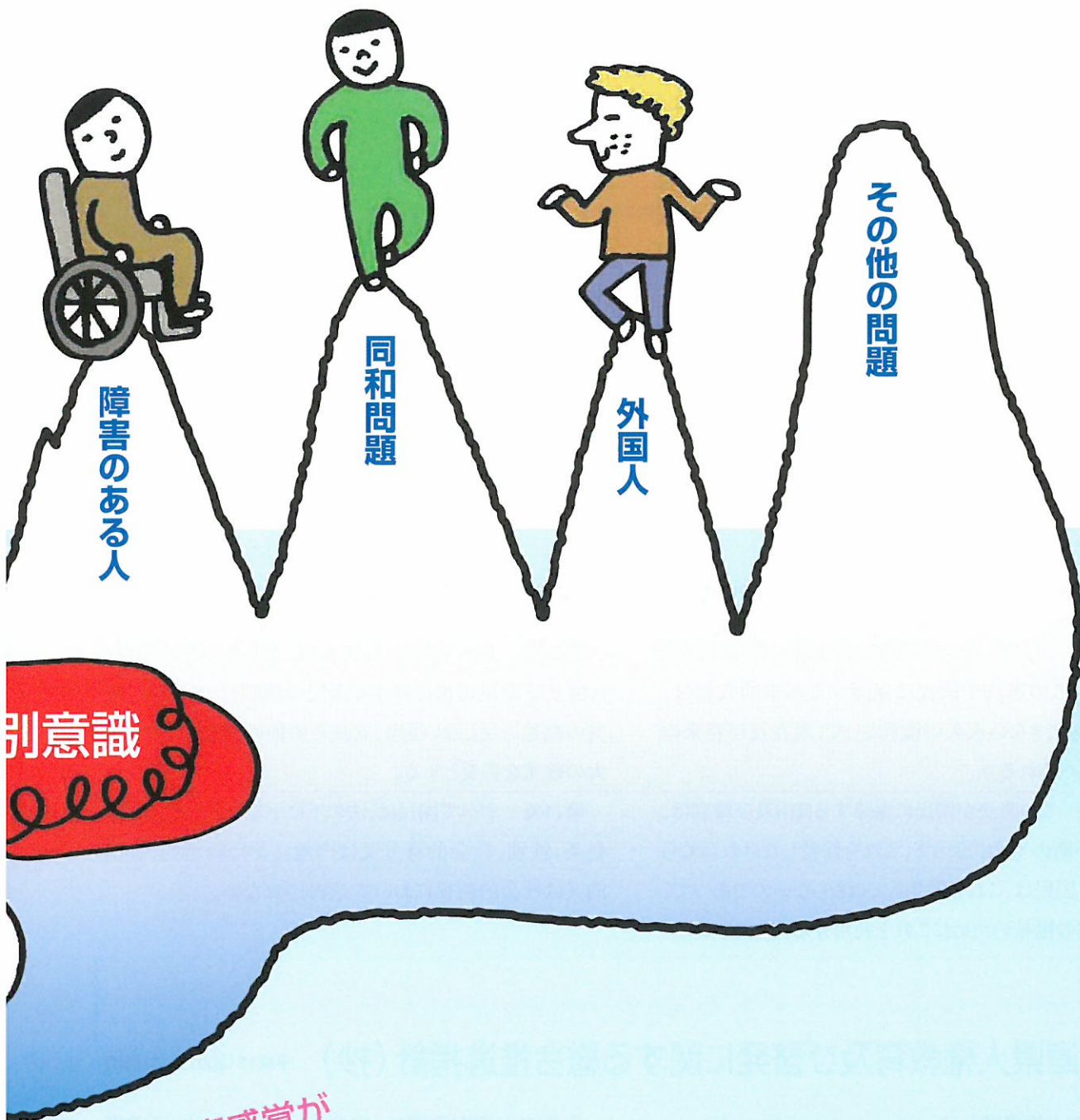


高めましょう

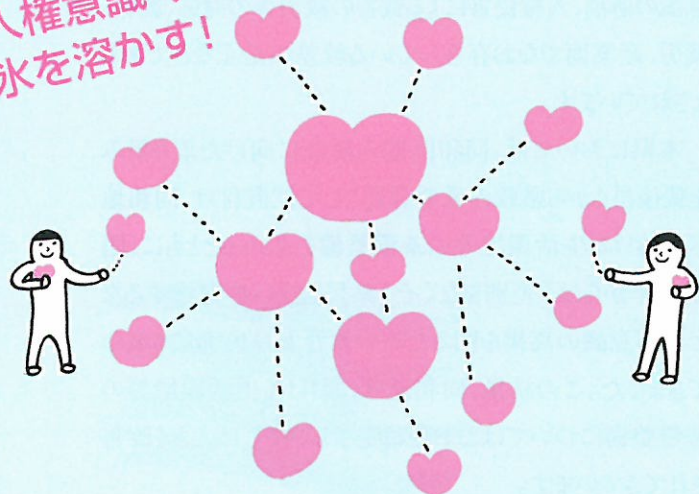
人権意識とは、人として「幸せに生きる」権利を守り、人を大切にしたい生き方をしようとする意識です。自ら本を読んだり、講演を聴いたり、研修会などに参加することで人権意識が高まります。

人権感覚とは、人の権利や尊さを重んじる心の働きです。人の心の温かさを感じたり、映画などを見て感動したりすることによって人権感覚が磨かれます。人権意識を高めることで人権感覚を磨くことができ、逆に人権感覚を磨くことが人権意識を高めることにもなります。

私たち一人ひとりが人権意識を高め、人権感覚を磨いていくことが、こころ豊かな人権文化に満ちた社会をつくっていくことになります。



人権意識・人権感覚が
氷を溶かす!



さまざまな問題は氷山の一角

氷山は、水面上にあらわれている部分がごく一部であり、ほとんどの部分は水面下に沈んでいます。私たちの社会にある同和問題などの人権問題は、ちょうどこの氷山の一角として水面上にあらわれている部分といえます。

水面上の個々の問題を解決するためには、温かい海水が水面下の氷を溶かしていくように、私たちの暮らしの中で、人を思いやり、大切にし、お互いを認めあえるような温かい人間関係を育み、心のつながりをもつことが必要です。

資料編

法令等

● 世界人権宣言(抄) 昭和23(1948)年12月10日/国際連合第3回総会において採択

第1条 すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

● 日本国憲法(抄) 昭和21(1946)年11月3日公布/昭和22(1947)年5月3日施行

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

● 兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針(抄) 平成13(2001)年3月策定

6 身近な人権課題

(5) 同和問題

同和对策審議会答申(昭和40年8月)では、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題」と位置付け、その早急な解決が「国の責務であり、同時に国民的課題である」と述べています。

こうした同和問題の解決に向けて、これまで、三度にわたり制定された特別法に基づき特別対策が実施され、その結果、物的な生活環境をはじめ様々な面で存在していた較差が大きく改善されるとともに、差別意識の解消に向けた教育及び啓発も着実に推進されてきています。

今後の主要な課題は、依然として存在している差別意識の解消、人権侵害による被害の救済等の対応、教育、就労、産業面でなお存在している較差の是正などであるとされています。

本県においては、同和問題の解決に向けた取り組みを戦後早くから県政の重要課題として位置付け、同和地区における生活環境等の基盤整備を進めるとともに、昭和46年からは「差別をなくそう県民運動」を実施するなど人権意識の高揚を図るための教育及び啓発にも努めてきました。この結果、同和地区における生活環境等の基盤整備についてはおおむね完了し、較差は大きく改善されてきています。

また、同和問題についての県民の理解と認識は着実に定着しつつありますが、人々の差別意識については、結婚問題、就職問題を中心に課題も残っています。

今後は、こうした差別意識の解消を図るため、これまでの教育及び啓発の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育及び人権啓発として発展的に再構築し、学習教材や研修手法、啓発手法などに工夫を凝らしつつ、学校、地域、職域などでの様々な機会をとらえた教育及び啓発

に取り組んでいきます。

その際、同和問題を自ら解決すべき身近な課題としてとらえられるよう、この問題の固有の経緯を踏まえ、具体的な課題に即して、現状の正しい理解と認識を深める教育及び啓発を進めていくことが大切です。また、行政が主体性を堅持し、県民の信頼を高めていくとともに、えせ同和行為の排除や自由な意見交換のできる環境づくりを進めていくことが大切です。

解 説

同和地区の起こり

日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、一部の人々が長い間、日常生活のさまざまな面で厳しい差別を受けてきました。同和对策審議会答申(同対審答申)では、「同和地区は、中

世末期ないしは近世初期において、封建社会の政治的、経済的、社会的諸条件に規制せられ、一定地域に定着して居住することにより形成された集落である。」と述べています。

部落差別解消への動き(「同対審答申」以前)

●解放令

明治4(1871)年に「解放令」が出され、江戸時代の被差別身分の廃止と職業の自由が宣言されました。これは画期的なことでしたが、実質的な差別からの解放を保障するための行政施策は行われませんでした。

●部落改善運動

明治時代の末から大正時代にかけて、部落の生活改善をめざした「部落改善運動」が先覚者たちの個人的な活動からはじまり、行政関係者や地域の有力者を含めた組織的な動きへと発展していきました。

●水平社運動

大正時代になると、同和地区住民による自主的な運動が展開されました。その代表的なものが大正11(1922)年に結成された「全国水平社」による運動でした。

その後、差別を残している社会の状況をただしていく動きとなり、長い差別の結果奪われた日常生活上の諸権利を取り戻す運動へと進んでいきました。

●融和運動

水平社運動と相前後して、行政関係者や民間の人たちが一体となって部落差別をなくしていく運動が推し進められてきました。これを「融和運動」といい、各府県にそれぞれ融和団体がつくられていきました。この運動は、単なる精神融和を説くだけのものではなく、生活環境改善、教育の奨励、職業の指導紹介、講習講演会の推進などのいわゆる融和事業として行われていきました。

そして、昭和11(1936)年を基点として「融和事業完成10カ年計画」が出されます。しかし、これらの運動は、第二次世界大戦により埋没しました。

●部落解放運動

戦後、いち早く部落差別解消の動きとして出てきたのが「部落解放運動」でした。これは戦前の水平社運動の流れをくむものです。この運動は、依然として残る差別事象や差別の実態を指摘するなかで、行政や教育の場での取組を要請していくことになります。

●同和教育

戦後、食糧難や就職難のしわ寄せを受けた同和地区の人々のなかには、就学期の子どもも働かざるをえないと

いった実態から、不就学・長期欠席の児童・生徒が多い状況がありました。それを解消するためには、就学体制を整えることや差別を払拭する教育の必要性が叫ばれ、戦後の同和教育が各地でめばえてきます。

●戦後における事業のはじまり

昭和28(1953)年、国の予算に戦後はじめて隣保館を設置する経費の補助金が計上され、その他の共同利用施設等の設置などの環境改善事業の予算が増額されましたが、それは、部分的な対策にとどまりました。

同和対策

同和対策審議会は、3年余にわたる審議の後、昭和40(1965)年8月に「同和対策審議会答申(同対審答申)」を行いました。

この答申を受けて、昭和44(1969)年「同和対策事業特別措置法」が制定され、以後33年間にわたり国や地

方公共団体が各種の特別対策を講じた結果、道路や住宅など生活環境などの実態面は大きく改善され、教育や啓発も大きな成果をあげました。

その結果、平成14(2002)年3月には特別対策も終了し、既存の一般対策により対応することになりました。

同和対策審議会答申(同対審答申)の内容

答申の前文では、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題」と位置づけ、その早急な解決が「国の責務であり、同時に国民的課題である」と述べています。

また、この答申は、「差別には『心理的差別』と『実態的差別』という二つの側面があって、相互に因果関係を保ち相互に作用しあっている」と説明するとともに、「生活環境の改善、社会福祉の充実、産業・就職の安定などの『同和対策の具体案』」を述べています。

特別措置法の概要

●同和対策事業特別措置法

〔昭和44(1969)年7月～昭和57(1982)年3月(13年間)〕

この法律は、同和対策事業の目的と、国・地方公共団体および国民の責務を明らかにし、事業として、生活環境の改善、社会福祉と公衆衛生の向上と増進、農林漁業・中小企業の振興、雇用の促進と職業の安定、学校教育と社会教育の充実などを定めました。

●地域改善対策特別措置法

〔昭和57(1982)年4月～昭和62(1987)年3月(5年間)〕

この法律では、「同和」という名称を「地域改善」と改め、具体的な事業は、法律ではなく施行令で定められました。

また、事業の実施に当たって、同和地区とその「周辺地域との一体性の確保をはかり、公正な運営に努める」(第二条第二項)との規定が新たに設けられました。

●地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)

[昭和62(1987)年4月～平成4(1992)年3月(5年間)]

この法律でいう「特定事業」は、引き継ぐことが「特に必要」と認められた事業を政令で定めました。また、この法律の施行にともない、新しく同和対策事業の対象地区としての認定はなくなりました。

●地対財特法の一部を改正する法律

[平成4(1992)年4月～平成9(1997)年3月(5年間)]

この法律では、引き続き「特別措置を講じる必要がある」と認められる事業を定め、事業を縮小するとともに、一部

を一般対策に移行しました。

●地対財特法の一部を改正する法律

[平成9(1997)年4月～平成14(2002)年3月(5年間)]

この法律は、前の延長で完了することが困難な事業がみられることや、教育、就労、産業などの較差がなお存在していることなどから、事業を限定し、一般対策への円滑な移行のための経過的措置として制定されました。

これをもって「特別措置法」の法期限を迎え、この法律にもとづく33年にわたる「同和対策事業」は終了しました。

兵庫県の「県民運動」

同和問題の解決をめざす取組から、すべての人の人権を尊重する取組としての県民運動へ

●昭和46年度～「差別を許さない県民運動」

国民的課題である同和問題の解決を図るため、市町等の協賛を得て運動を展開してきました。

●昭和53年度～「差別をなくそう県民運動」

全ての県民が同和問題について正しい理解と認識を

深め、お互いの人権を尊重しあって部落差別のない明るい社会の実現をめざして運動を展開してきました。

●平成16年度～「人権文化をすすめる県民運動」

多岐にわたる人権課題の解決を図るために、日常生活の中において人権尊重の理念が生活文化として自然と定着するよう、より一層広がりのある運動を展開していきます。

人権課題をめぐる近年の動向



国連は、すべての国々で、人権の尊重が普遍的文化となるよう、平成7(1995)年からの10年間を「人権教育のための国連10年」と決議しました。その後、平成16(2004)年12月に「人権教育のための世界計画」を実施する決議を採択し、同計画は平成17(2005)年に開始されました。



日本では、平成9(1997)年に、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定されました。この「国連10年」国内行動計画を踏まえ、平成12(2000)年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、平成14(2002)年には「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。



兵庫県では、平成13(2001)年3月に人権尊重の教育及び啓発に係る諸施策の基本的な方向を示す「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」を策定しました。そのなかで、解決すべき重要課題として、女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人、HIV感染者等、その他の人権課題(アイヌ、難病患者、ホームレス、刑を終えて出所した人、刑事事件の被害者、インターネットによる人権侵害など)をあげています。

最近の差別事象

●身元調査

身元調査とは、興信所や探偵社などが企業や個人から依頼を受け、個人の出生地や家庭環境などの情報を戸籍謄本など公簿類で確認するほか、聞き込みなどの方法で調査することをいいます。

身元調査の一般的な目的は、調査対象者の個人情報や信用の可否を調べることにあります。しかし、身元調査の多くは、結婚差別や就職差別などの重大な人権侵害につながる可能性があることを忘れてはなりません。

●行政書士による不正行為

平成17(2005)年に、兵庫県において、ある行政書士が興信所等からの依頼を受けて不正に戸籍謄本等入手していた事実が発覚しました。

この事件を受け、国や県、地方法務局等行政機関、行政書士会等関係団体が、事件の解明や再発防止に向け、さまざまな取組を行っています。

●就職差別と『部落地名総鑑』

昭和50(1975)年頃、全国の同和地区の所在地などを

記載した『部落地名総鑑』という冊子等が発行され、相当数の企業が購入していたことが分かり、大きな社会問題になりました。身元調査に利用されるなど悪質な差別図書として、法務省において事実関係の調査、回収、廃棄などの人権侵犯事件としての処理が行われましたが、記載されていた情報は企業での採否決定に利用されるなど就職差別につながる情報でした。

就職差別は、生活にかかわる問題であり、就職する機会の均等を損なう問題であることを認識する必要があります。また、企業においては、「公正な採用こそ人権に対する取組への第一歩である」との認識が必要です。

●新たな『部落地名総鑑』

平成18(2006)年2月、新たな『部落地名総鑑』の存在が大阪府内で判明したとの新聞報道がありました。

これは、結婚差別や就職差別などの人権侵害につながる重大な事案であり、より一層の人権啓発・教育などの取組が必要です。そして、これらの一連の事件は、それらを求める人々の存在があり、いまだ社会の中に差別意識が根強く残っているというを示しています。

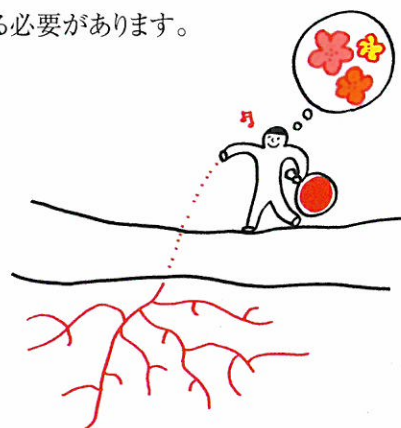
差別表現(インターネット上の書き込み)と差別意識

最近、インターネットを利用した差別表現の流布が大きな問題になっていますが、インターネットの掲示板等への誹謗・中傷の書き込みは、匿名性を利用した、特に悪質な人権侵害であるとの認識が必要です。

「差別表現」の問題は、単に差別的な用語を使ったからではなく、その用語を使って差別しているかどうかの意図が問題です。差別を意図した表現は、それをを用いる人の差別意識を反映したもので、さらにその表現を見聞きした人々の差別意識を助長していくのです。

この差別表現について考えていくときには、単に何が差別的な用語であり、それをいかに言いかえるか、というようならえ方では不十分であり、暮らしの中で何気なく

使われている表現の中にも、多くの差別性を含んだ表現があること、そして、何気なく使われた表現であっても、その受け手にとっては非常に重い意味を持つことなどに目を向ける必要があります。



人権は何よりも重いものです
人の心はどんなものよりも広くて大きい
その心を小さく狭くしているのは自分自身なのです
人権を守るためには周りにあるさまざまな問題をきちんと理解し
どうしたらみんながこころ豊かに暮らせるか、考え、行動していくことが大切です
そのことが人権文化に満ちた社会をつくっていくことになります
まずは私たち一人ひとりが“人として”やさしい心と強い心を持つことなのです



平成19年3月 発行

兵庫県健康生活部生活企画局人権推進課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
TEL (078) 362-9135 FAX (078) 362-4266

(財) 兵庫県人権啓発協会

〒650-0003 神戸市中央区山本通4丁目22番15号
TEL (078) 242-5355 FAX (078) 242-5360



このパンフレットはソイインク
(大豆から作られた環境に優しいインク)
で印刷しています。